

# 横浜 学びボランティア データベースについて

## 1 横浜 学びボランティア データベースとは

「横浜 学びボランティア データベース」とは、横浜市立学校においてボランティアとして活動頂ける方の情報を集め、横浜市の各学校に紹介するシステムです。市立の小・中学校及び義務教育学校、高等学校、特別支援学校において新たに学校のボランティア活動を始めたい方は、このデータベースに登録していただけます。サポートを必要とする学校はデータベースを閲覧し、希望するボランティアを探します。

※横浜市では、学校のサポート活動を、有償・無償含めて学校のボランティア活動としております。

※このデータベースに登録しなければ学校では活動できない、とするものではありません。すでに学校で活動されている方や、学校と直接連絡が取れる方など、紹介を不要とする方については、データベースへの登録をせずに学校でのボランティア活動をしていただくことも可能です。

## 2 学校からのボランティア活動の依頼について

皆様にボランティア活動をお願いするのは、学校から依頼があり、日時や活動内容等が一致した場合となります。したがって、データベースにご登録いただきましても、学校が希望する日時や活動内容等と合致しない場合、活動をお願いする機会がない可能性もあります。

データベースへのご登録と同時に、学校のボランティア活動の開始をお願いするものではないことを、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

## 3 学校のボランティア活動の開始まで

- ① データベース登録希望者は、教育委員会に登録申込書を送付し、登録申請をする。
- ② 教育委員会は、登録希望者にボランティアの心得や活動の進め方等について説明をする。
- ③ 教育委員会は、受付けた申請内容をもとにデータベースに登録する。(氏名、住所、連絡先等、一部の情報は除いて登録)
- ④ ボランティアを必要とする学校は、データベースを閲覧し、希望に合うボランティアを探す。
- ⑤ 学校が希望する登録者がデータベースにいた場合、学校は教育委員会に紹介を依頼する。
- ⑥ 依頼を受けた教育委員会は登録者に連絡し、学校からの依頼内容を登録者に確認する。了承がとれた場合、学校に対し登録者の連絡先等の情報を伝える。
- ⑦ 学校は登録者に連絡し、学校長との面談の日時を設定する。
- ⑧ 学校長との面談後、お互いの活動開始の確認がとれれば、活動を開始する。

ただし、学校長との面談後、条件が合わない等の理由で、学校側から活動を希望しない場合もあることをご了承ください。

## 4 報酬について

このデータベースでご紹介できる活動の多くは、報酬（謝金）が一日あたり【無償～3,000円】程度のボランティア活動ですが、まれに非常勤職員としての勤務依頼などもあります。学校での活動内容や状況によって報酬の金額も異なりますので、ご承知おきください。

## 5 学校のボランティア活動の際に遵守する事項について

以下の事項を遵守して活動を進めてください。

- (1) 学校の教育活動に関わるという自覚をもって活動すること。
- (2) 活動について教職員から指示があった場合は、これに従うこと。
- (3) 活動により知り得た児童生徒等の個人情報、他に漏らさないこと。
- (4) 活動中は、児童生徒を危険にさらすことのないよう注意を払うこと。
- (5) 教職員との意思疎通を図って行動すること。
- (6) 判断の必要な事項については、教職員に報告し、指示を仰ぐこと。
- (7) 健康管理に十分気をつけるとともに、健康状態が悪い場合は、活動を休止すること。

※活動前の検温を必ずお願いします。

なお、この事項を遵守しなかった場合は、ボランティア活動を直ちに終了していただきますので、ご承知おきください。

## 6 データベースの登録期間

「横浜市 学びボランティア データベース」につきましては、登録継続の意向確認等はありません。登録解除のお申出が無い場合は、自動的に翌年度も登録継続となります。

ご都合が悪くなった場合、または学校での活動が実際に始まり、新しい依頼の紹介を希望しないなど、登録解除を希望される場合は、学校支援・地域連携課に電話またはメールでご連絡下さい。

※横浜市 教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

TEL：045-671-3278

FAX：045-681-1414

MAIL：ky-jinzaibank@city.yokohama.jp

## 7 学校教育ボランティア保険について

安心して活動をしていただくために、ボランティア活動にかかる保険に教育委員会で一括加入しています。対象となる事故、補償内容は、次のとおりです。

万が一、事故等が発生した場合は、必ず学校へお申し出ください。

※このデータベースでご紹介する活動は、学校教育ボランティア保険の対象となります。  
(非常勤職員等は別の保険が適用されます。)

ア 傷害事故			
死亡補償	傷害		500万円
	疾病		500万円
後遺障害補償	傷害		500万円 (限度額)
	疾病		500万円 (限度額)
療養補償	入院 (日額)	傷害・疾病	3,500円
	手術	傷害・疾病	入院日額×倍率 ※手術の種類により倍率が決まります。
	通院 (日額)	傷害・疾病	2,500円
イ 賠償責任事故			
身体賠償		1名 1事故	1億円 5億円
財物賠償		1事故	500万円
保管物賠償		1事故	500万円
※免責金額			5,000円

### \* お問い合わせ先 \*

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

電話045(671)3278



学校のボランティア活動にあたりましては、活動内容や注意事項等をご理解のうえ、横浜の子どもたちの学びのためにお力添えをよろしくお願いいたします。